

Support

COMMENT

税務の
そこが知りたい

年金特別徴収と
確定申告医療費
控除の解説です

役場税務班 ☎42局2111番



ちょっと
疑問

!?

年金特別徴収と確定申告医療費控除の2つの疑問
にお答えします。

Q 今年の6月に『平成26年度町民税・県民税税額決定通知書』が届き、第1期（6月）と第2期（8月）は納付書で納付しました。残りの税額は10月から年金特別徴収（天引き）になると通知されています。手続きなど何もしていませんが…。

A 年金からの特別徴収となるのは、4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る町民税・県民税の納税義務がある方です。ご本人の希望による選択ができないことから、手続きは必要ありません。条件に該当すれば原則特別徴収となります。ただし、「介護保険料が年金から特別徴収されていない方」「徴収される町民税・県民税が対象となる年金の額を超える方」などは対象になりません。

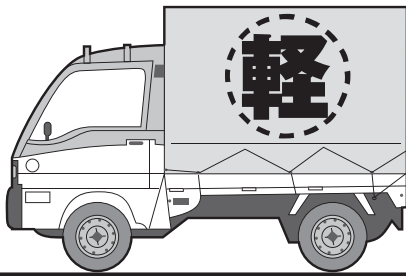
Q 支給される公的年金額に変更があり、町県民税額が増額になりました。この場合も、引き続き年金特別徴収はできますか。

A 年度の途中で年金特別徴収税額が変更になった場合、その年度の特別徴収は中止され普通徴収に変更となります。鞍手町から転出あるいは亡くなった場合も普通徴収になります。

医療費控除の確定申告!! 準備はお早めに

あなたや生計を一にする配偶者やその家族のために、平成26年1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費があるときは、計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。医療費控除とは支払った医療費が返ってくるものではありません。また対象とならない医療費もありますのでご注意ください。

- ◆申告の前には、領収書を病院ごとにまとめ、支払った金額を計算した医療費の明細を必ず準備してください。整理されていない場合は受け付けできませんので、ご協力ください。
- ◆インフルエンザなどの予防接種の費用や一般的な近視矯正用のメガネやコンタクトレンズなどは対象外です。領収証がない場合も受け付けできません。また、おむつ代について医療費控除を受ける場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」を一緒に提出してください。詳しいことは役場税務住民課税務班まで。



軽自動車税の 税制改正について

平成 26 年度税制改正に伴い、軽自動車税の税率が変更になります。



原動機付自転車、二輪車等及び小型特殊自動車等

平成 27 年 4 月 1 日から次のとおりとなります。

車種区分		税率（年税額）	
		変更前	変更後
原動機付自転車	① 50cc 以下（④に掲げるものを除く）	1,000 円	2,000 円
	② 50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	③ 90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	④ ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽自動車	軽二輪（125cc 超 250cc 以下）	2,400 円	3,600 円
	専ら雪上を走行するもの	2,400 円	3,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600 円	2,000 円
	その他のもの	4,700 円	5,800 円
小型二輪（250cc 超）		4,000 円	6,000 円



四輪以上及び三輪の軽自動車

平成 27 年 4 月 1 日以後に新車新規登録される車は「②平成 27 年 4 月 1 日以後」の、平成 28 年 4 月 1 日以後の賦課期日（毎年 4 月 1 日）現在に、新車新規登録から 13 年を超える車両は「③ 13 年超」のとおりとなります。

なお、平成 27 年 3 月 31 日以前に取得されている車両及び新車新規登録済みの車両は、新車新規登録されてから 13 年を超えるまでは税率に変更はありません。（現在の税率である「①平成 27 年 3 月 31 日以前」のとおりとなります。）

※新車新規登録年月は、車検証の「初度検査年月」で確認することができます。

車種区分			税率（年税額）			
			①平成 27 年 3 月 31 日以前	②平成 27 年 4 月 1 日以後	③ 13 年超	
軽自動車	三輪のもの		3,100 円	3,900 円	4,600 円	
	四輪のもの	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

軽自動車税の例

- 平成 20 年に中古で購入し、車検証の初度検査年月が平成 16 年 10 月となっている軽自動車（乗用・自家用）の場合…
平成 27 年 3 月 31 日以前に新車新規登録された車両のため、平成 29 年度までは 7,200 円となり、新車新規登録されてから 13 年を経過する平成 30 年度以降は 12,900 円となります。
- 平成 27 年 5 月に新車の軽自動車（乗用・自家用）を購入した場合…
平成 27 年 4 月 1 日以後の新車新規登録となるため、平成 40 年度までは 10,800 円となり、新車新規登録されてから 13 年を経過する平成 41 年度以降は 12,900 円となります。
- 平成 27 年 8 月に中古（平成 25 年 7 月新車新規登録）の軽自動車（乗用・自家用）を購入した場合…
平成 27 年 3 月 31 日以前に新車新規登録された車両のため、平成 38 年度までは 7,200 円となり、新車新規登録されてから 13 年を経過する平成 39 年度以降は 12,900 円となります。

■問い合わせ 鞍手町役場税務住民課税務班 ☎ 4 2 局 2 1 1 1 番（内線 233・234）